

10月から65歳以上のかたの

年金収入にかかる市・県民税が 年金から天引きされます

10月から65歳以上のかたの均等割と年金収入にかかる所得割が、年金から天引きされます。

これは、個人で納めていただく手間を省くことと、市・県民税の徴収事務の効率化を目的としています。今回の改正は、徴収方法を変更するもので、新たな負担が生じるものではありません。

対象となるかたについては、介護保険料、国民健康保険税などに続いて、市・県民税が年金から天引きされることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

税務課市民税係 ☎⑤ 1 1 3 4

対象となるかた

次のすべての条件を満たすかたが対象となります。

- ① 平成21年4月1日現在で、65歳以上のかた
- ② 平成20年中に年金の支払いを受けているかた
- ③ 介護保険料が年金から天引きされているかた
- ④ ②の年金の受給額が年額18万円以上のかた（複数の年金を受給されている場合は、一つの年金について18万円以上であること）

対象となる年金

老齢基礎年金などの老齢・退職を事由として支給される国民年金・厚生年金・共済年金などで、障害年金や遺族年金は対象となりません。

対象となる税額

均等割と年金収入にかかる所得割のみとなります。

年金収入以外の給与やそのほかの所得にかかる市・県民税については、今までどおり納税通知書や口座振替により、個人で納めていただくこととなります。

特別徴収の方法

年間6回の年金支払い時に、社会保険庁などの年金支払機関が天引きを行い、翌月10日までに市へ納入します。

特別徴収の対象となるかたの市・県民税の納付方法は、表1、2のようになります。



ご注意ください

対象となる条件をすべて満たしていても、市・県民税が非課税となるかたは、年金からの特別徴収はされません。

例えば、平成20年中の収入が年金収入だけのかたの場合、148万円未満（1回の受給額がおよそ24万6千円未満）であれば、市・県民税が非課税となるため特別徴収はされません。

また、扶養となる配偶者や親族がいる場合は、表3の金額までは、特別徴収はされません。

表1 平成21年度市・県民税の年金特別徴収

徴収方法	普通徴収		特別徴収		
	6月	8月	10月	12月	2月
徴収時期	6月	8月	10月	12月	2月
徴収額	平成21年度年税額の1/4ずつ		平成21年度年税額の1/6ずつ		

年税額の半分を2回に分けて納付
年税額の残り半分を3回に分けて年金から天引き

表2 平成22年度以降の市・県民税の年金特別徴収

徴収方法	仮特別徴収			特別徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収額	前年10月からその翌年3月までに徴収した額の1/3ずつ			当年度年税額から仮特別徴収額を引いた額の1/3ずつ		

前年度の10月から3月までに特別徴収された額を3回に分けて年金から天引き
年税額から仮特別徴収した額を引いた額を3回に分けて年金から天引き

表3

扶養人数	非課税限度額
1人	192万8千円
2人	220万8千円
3人	248万8千円
以下1人増えるごとに28万円加算した金額	



注 表1、表2の納付方法については、所得が年金収入だけのかたの事例を掲載しています。

【年金収入だけの鳥助さん】



年金収入 250 万円 (年金所得 130 万円)

均等割 4,000 円
年金収入にかかる所得割 74,500 円
合計 78,500 円

鳥助さんの場合は、半分を納付書や口座振替で納めていただき、残りの半分が10月以降の年金から天引きされます。

徴収方法	普通徴収		特別徴収		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
徴収額	20,300円	19,000円	13,200円	13,000円	13,000円

【年金収入と給与収入のある市男さん】



年金収入 200 万円 (年金所得 80 万円)
給与収入 150 万円 (給与所得 85 万円)

均等割 4,000 円
年金収入にかかる所得割 27,000 円
給与収入にかかる所得割 82,500 円
合計 113,500 円

市男さんの場合は、年金収入にかかる分と給与収入にかかる分があります。半分はこれまでどおり納付書、口座振替で納めていただき、残りの半分について、年金収入分を年金からの天引き、給与収入分を納付書、口座振替で納めていただきます。

徴収方法	普通徴収			
	1期(6月)	2期(8月)	3期(10月)	4期(1月)
徴収額	31,000円	27,000円	20,000円	20,000円

徴収方法	特別徴収		
	10月	12月	2月
徴収額	5,300円	5,100円	5,100円

わしらの税金

納付方法事例紹介

どうなるんや？

鳥羽市にお住まいの鳥助さん、羽吉さん、市男さんは70歳の同級生三人組。

収入の種類も金額も違う3人ですが、今回の制度になると、平成21年度の市・県民税は、どのように納めていただくのでしょうか。

【年金収入と漁業収入のある羽吉さん】



年金収入 70 万円 (年金所得 0 万円)
漁業収入 150 万円 (漁業所得 80 万円)

均等割 4,000 円
年金収入にかかる所得割 0 円
漁業所得にかかる所得割 24,500 円
合計 28,500 円

羽吉さんの場合は、全体分のうち、均等割の半分にあたる2,000円と漁業所得にかかる所得割分は、これまでどおり納付書・口座振替で納めていただき、均等割の残り2,000円について年金からの天引きで納めていただきます。

徴収方法	普通徴収			
	1期(6月)	2期(8月)	3期(10月)	4期(1月)
徴収額	7,500円	7,000円	6,000円	6,000円

徴収方法	特別徴収		
	10月	12月	2月
徴収額	800円	600円	600円

※事例の税額は、基礎控除33万円と社会保険料控除20万円があったものとして計算しています。

個人市・県民税の寄附金控除制度が拡充されました

平成20年度の地方税法改正により、三重県、鳥羽市が条例で指定した団体、法人への寄附金については、個人市・県民税の寄附金税額控除を受けることができます。
平成21年1月1日以降の寄附金から対象となり、平成22年度分の個人市・県民税から控除が適用されます。

従来の控除対象寄附金

- 地方自治体(ふるさと納税)
- 日本赤十字社(三重県支部)
- 三重県共同募金会に対する寄附金

新たに控除対象となる寄附金

所得税の控除適用対象となる寄附金(国・政党などのもは除く)のうち、地域の住民福祉の増進に寄与するものとして、市が条例により指定した寄附金

- ① 県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
- ② 県外に主たる事務所を有する法人で、県内に学校を設置するものに対する寄附金
- ③ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内で社会福祉事業を行うものに対する寄附金
- ④ 県知事または県教育委員会が認定した特定公益信託の信託財産とするために支出した

寄附金控除額

寄附金額から5,000円を引いた額の6%が市民税、4%が県民税から控除されます。
※ただし、控除対象となる寄附金額の合計には上限(総所得金額などの30%)があります。

寄附金控除を受けるには

所得税の確定申告を行う必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付してください。
※所得税がかからず市・県民税の寄附金控除だけを受ける場合は、市・県民税申告書で申告してください。